

平成25年度 第2回 学長選考会議議事要録

- 1 日 時 平成25年8月20日（火）16時00分から17時20分
- 2 場 所 地域・国際交流プラザ 会議室
- 3 出席者
(委 員) 松尾委員（議長）、青野委員、飯泉委員、植田委員、古川委員、
松村委員、山本委員、
平井委員、苛原委員、市川委員、大高委員、福富委員、
福井(義)委員、福井(清)委員
(事務局) 総務課長ほか

（議事に先立ち、議長から、学長候補者の選考方法に関する審議は第1次学長候補者を選考する前に行うべきであるため、『(3) 学長候補者の選考方法（案）について』を1番目に変更してはどうかとの提案があり、了承された。）

4 議 題

(3) 学長候補者の選考方法（案）について

議長から、学長候補者の選考方法については、学長選考規則に細部にわたる規定がない旨の説明があった。引き続き、事務局から、学長選考会議規則第5条第2項では、議事は出席した委員の3分の2以上をもって決するとの規定のみであるため、別紙議題3資料により、3分の2以上の賛同が得られない場合の選考方法案について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

また、候補者が複数の場合における学内意向投票の実施方法及び結果の取り扱い並びに本会議における学長候補者の選考方法について、以下の意見があった。

- 意向投票の結果は学内の意向であるため、学長候補者選考時の単なる参考とするのではなく、最大限に尊重すべきではないか。
- 従前の、学内選挙によって直接学長が選考される方法から、学長選考会議が学長を選考する方法に変更された法の趣旨に沿って選考するためには、各委員が自らの見識と責任において学内意向投票の結果を受け止めて選考すべきではないか。
- 学内の意向を最大限に尊重するためにはその意向を明確にする必要があるため、意向投票における各候補者の得票数が僅差となった場合は決選投票を行う必要があるのではないか。
- 複数の候補者が出た場合においては、最初の意向投票の結果が、学内の意向を如実に表しているものであるため、決選投票は行わなくてもよいのではないか。
- 学長候補者を選考する際には、議題3資料による投票を行う前に、意向

投票の結果を踏まえて十分議論を行う必要があるのではないかと。

- 学長候補者を選考する前に、本会議において、直接候補者に話を聞く機会を設けてはどうか。

これらのことについて討議を行った結果、学内意向投票においては、各候補者の得票数が僅差であっても決選投票は行わず、学長候補者を選考する際には、現行規則に則り投票結果を参考として十分議論を行うこととし、それでも決まらない場合は、議題3資料の選考方法により決定することとなった。

なお、『所信・抱負を聴く会』には本会議の学外委員も出席することとし、事務局において、できるだけ多くの学外委員が出席可能となるよう日程調整を行うことを了承した。

(1) 第1次学長候補者の選考について

議長から、国立大学法人徳島大学学長選考規則第5条の規定に基づき、8月1日（木）から8月8日（木）まで学長候補適任者の推薦を受け付けた結果、現学長の香川征氏、JA高知病院長の曾根三郎氏及び本学産学官連携推進部客員教授・大学院ソシオテクノサイエンス研究部顧問の福井萬壽夫氏が推薦された旨の説明があり、同規則第6条の規定に基づく第1次選考を行った結果、3名を第1次学長候補者として決定した。

続いて議長から、別紙議題1-1及び同1-2資料により、第1次学長候補者決定に係る公示（案）及びプレスリリース（案）について説明があり、審議の結果、原案のとおり公示及び報道依頼することを承認した。なお、候補者氏名の並び順は五十音順とし、その旨を氏名の下に明記することとした。また、プレスリリースには、推薦を受け付けた時点の候補者の年齢を追記することとした。

(2) 平成25年度第1回学長選考会議資料の修正（案）について

事務局から、別紙議題2資料により、6月24日開催の学長選考会議において指摘があった「学長候補適任者」等の表記について、「第1次学長候補適任者」を「第1次学長候補者」に、「学長候補適任者」を「学長候補者」に、「新学長」を「次期学長」に修正する案の説明があり、原案のとおり承認した。

(4) 学内意向投票に係る公示（案）について

事務局から、別紙議題4資料により、学内意向投票に係る公示（案）について説明があり、審議の結果、原案のとおり公示することを承認した。

(5) その他

① 学内意向投票結果の取扱いについて

国立大学法人徳島大学学長選考規則第14条に基づき学内意向投票管理委員会委員長から学長選考会議議長に報告される学内意向投票結果について、他の学長選考会議委員への連絡はいつになるかとの質問があり、審議の結果、議長への報告後速やかに、事務局から各委員へ連絡することとした。なお、当該投票結果は投票者へも報告するべきとの意見があり、学内意向投票管理

委員会において検討することとした。

また、他大学において、票の取り扱いの事務的なミスが原因で重大な問題が発生した事例があるため、慎重を期すようにとの意見があった。

5 報告事項

(1) 第1回学内意向投票管理委員会の決定事項について

事務局から、別紙報告1資料により、7月19日に開催された第1回学内意向投票管理委員会の決定事項について報告があった。

次回の学長選考会議は、日程調整を行った上で改めて事務局からお知らせすることとなった。

(以上)